

九州保健福祉大学通信教育部規程（抜粋）

（授業の方法）

第3条 授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、次のいずれかの方法又は併用により行う。

- (1) 印刷教材等による授業（電子出版による教材を含む）
 - (2) 放送授業
 - (3) 面接授業
 - (4) メディアを利用して行う授業
- 2 学修指導は、印刷教材・質疑応答・設題解答・添削指導及び面接授業その他適当な方法によって行う。
- 3 講義・設問解答及び定期試験は、本学と同程度において行う。

（単位）

第4条 各授業科目の単位数は、本学において定める。

（単位の計算方法）

第5条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算する。

- (1) 印刷教材等による授業については、45時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもって1単位とする。
- (2) 放送授業については、15時間の放送授業をもって1単位とする。
- (3) 面接授業又はメディアを利用して行う授業については、本学学則第13条の定めるところによる。

（授業科目の配当）

第6条 授業科目は4力年に配当する。

- 2 面接授業は4力年を通じて30単位以上修得しなければならない。

（単位の認定）

第7条 試験に合格した履修科目については、所定の単位を与える。

- 2 試験に不合格の場合は、再試験を受けることができる。

（他大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第8条 本通信教育部は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学（外国の大学または短期大学を含む）において履修した授業科目について修得した単位を、学長が教授会の意見を聴き、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（大学以外の教育施設等における学修）

第9条 本通信教育部は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、学長が教授会の意見を聴き、当該大学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条により、当該大学において修得したものとみなす単位数とあわせて60単位を超えないものとする。
- 3 他の大学、短期大学若しくは高等専門学校が行う公開講座又は地方公共団体、公益法人等が行う事業における計画的かつ継続的な体育実技の学修で、本通信教育部において大学教育に相当すると認めた場合は、単位を与えることができる。

（入学前の既修得単位等の認定）

第10条 本通信教育部は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、学長が教授

会の意見を聴き、当該大学に入学した後の当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(卒業)

第11条 本学通信教育部生は、別表I－(1)に規定する授業科目中、124単位以上を修得しなければならない。

(学位)

第12条 学士の学位は、次のとおりとする。

社会福祉学部 学士(社会福祉学)

2 学位授与に関し必要な事項については、本学学位規程の定めるところによる。